

第269回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

令和7年2月12日(水) 14時00分～15時10分

2. 場 所

長崎県庁3階312会議室

3. 出 席 者

牛島会長、菅沼副会長、福谷委員、松島委員、内田委員、奥田委員、渡川委員、
牧山委員、大谷委員、岩永委員 計10名

4. 議 題

諮問事項に係る審議

- (1)「こころ未来高等学校(広域通信制)」の収容定員に係る学則の変更
- (2)「国際情報科学専門学校」の廃止
- (3)「五島日本語学校」の収容定員に係る学則の変更
- (4)「くるみ北幼稚園」の廃止
- (5)「大野幼稚園」の廃止
- (6)「深堀純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (7)「諏訪幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (8)「滑石中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (9)「日見幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (10)「潮見幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (11)「大村聖母幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (12)「認定こども園長崎信愛幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (13)「認定こども園大浦信愛幼稚園」の収容定員に係る園則の変更
- (14)「聖アントニオ幼稚園」の収容定員に係る園則の変更

5. 会議結果

諮問事項に係る審議

- (1)「こころ未来高等学校(広域通信制)」の収容定員に係る学則の変更(収容定員の増減なし)

〔認可申請の趣旨〕

生徒数の増加に伴い教育支援の充実を図るため、下記のとおり認可申請がなされたものである。

- ・面接指導等実施施設の追加
- ・学習等支援施設の移転

・学則条文の変更など

○変更の時期：令和7年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(2) 「国際情報科学専門学校」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

長年にわたり休校の状態となっており、学校の再開を模索してきたが、ICT関連技術の発展が目覚ましく、対応できる環境を整えることが困難であるため、令和6年度末で学校を廃止する旨の認可申請がなされたものである。

○廃止の時期：令和7年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(3) 「五島日本語学校」の収容定員に係る学則の変更（収容定員の増減なし）

〔認可申請の趣旨〕

これまで、本校へ入学する主にベトナムからの留学生の大学卒業時期が夏期であることを考慮し、10月入学の1年コースを設定していたが、留学生の就職先となる企業の大半が4月採用を希望していること、また、留学生が夏期に大学を卒業した後も現地で日本語学習を続けることで4月入学に支障がないことから、入学時期を4月に変更する旨の認可申請がなされたものである。

○変更の時期：令和8年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

(4) 「くるみ北幼稚園」の廃止

(5) 「大野幼稚園」の廃止

〔認可申請の趣旨〕

平成24年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）」が改正され、認定こども園の4つの類型のうち幼保連携型認定こども園について、教育・保育の提供を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置される施設として位置付けられた。

このことにより、平成27年度以降新たに幼保連携型認定こども園を設置する幼稚園においては、現行の学校教育法に基づく幼稚園を廃止する必要がある、認定こども園法に基づく新たな幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園を廃止する旨の認可申請がなされたものである。

○廃止の時期：令和7年3月31日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。

- (6)「深堀純心幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (7)「諏訪幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (8)「滑石中央幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (9)「日見幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (10)「潮見幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (11)「大村聖母幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (12)「認定こども園長崎信愛幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (13)「認定こども園大浦信愛幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)
- (14)「聖アントニオ幼稚園」の収容定員に係る園則の変更(減員)

〔認可申請の趣旨〕

平成27年4月の「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、幼稚園、保育所及び認定こども園における共通した財政支援である施設型給付制度が開始された。

新制度に移行した施設は、施設型給付費の算定基礎ともなる利用定員を設定することになるが、適正な給付には実員に見合った利用定員の設定が必要であり、利用定員と収容定員は原則として一致することとされている。

利用定員については、設定権者である市町と各施設が協議のうえ定めるものであるが、新制度に移行済の施設のうち、近年の園児数の減少及び今後の見込みを踏まえ、利用定員の減を予定している幼稚園9施設について、収容定員を減員する旨の園則の変更申請がなされたものである。

○変更の時期：令和7年4月1日

〔審議結果〕原案のとおり全て承認された。